

個人番号(マイナンバー)の記載が必要な申請の本人確認について

	個人番号の確認のために必要な書類	本人確認のために必要な書類	代理人の本人確認に必要な書類	代理権の確認のために必要な書類
	[原則]下記のいずれか ●個人番号カード ●個人番号通知カード ●マイナンバー記載のある住民票の写し等	[原則]下記のいずれか ●本人の運転免許証など顔写真つきの証明書1点 ●本人の官公省が発行した証明書のうち顔写真がないもの2点	[原則]下記のいずれか ●代理人の顔写真が表示された官公省等が発行した証明書1点 ※運転免許証、身体障害者手帳など ●代理人の官公省等が発行した証明書のうち顔写真が表示されていないもの2点 ※被保険者証、年金手帳など ●ケアマネージャー等による申請の場合、事業者の身分証明書など代行業者等の職員であることが分かる書類	[原則]下記のいずれか ●戸籍謄本、登記事項証明書等、代理権を証明できる書類(法定代理人の場合) ●委任状(任意代理人の場合) ●官公省から本人に対して1つだけ発行・発給された書類の原本(任意代理人の場合) ※介護保険被保険者証、負担割合証など
本人による申請	○	○		
代理人による申請	○		○	○
ケアマネージャー等による申請	○		○	○
郵送又は、提出だけ他者へお願いする場合	○	○		

《申請される方へ》

- 個人番号を記入した申請書等を提出するときは、成りすまし等の不正行為を防止するために、「本人確認」が義務付けられています。
- 窓口での申請の場合は提示又は写しを提出してください。郵送する場合や申請書の提出だけ他者へお願いする場合は、写しを提出してください。ただし、本人に代わり他者が申請書の提出だけする場合は、マイナンバーが他者に見えないよう封筒等に入れて提出してください。
- 個人番号が分からない場合等、マイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。

《事業所の方へ》

- 介護事業者が申請手続の範囲を超えて利用者のマイナンバーを取り扱うことは法律で禁止されています。預かった個人番号カード等のコピーを事業者が記録するなどして、手続完了後に保管することのないよう気を付けてください。